

ナガサキ地域未来投資促進ファンド支援事業計画

平成30年8月31日策定

長崎県の経済を牽引する産業の創造と集積を目指し、本県の強みを活かして、将来有望な分野において経営の革新や創業を行う中小企業者等の取組みを支援するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「地域中小企業応援ファンド融資事業」を活用して、次のとおり「ナガサキ地域未来投資促進ファンド」を創設する。

1. 県の産業振興政策におけるファンドの位置づけ

長崎県の産業構造は、全国と比べ第2次産業、なかでも製造業の割合が低いという特徴があり、輸送用機械器具製造業、はん用機械器具製造業、食料品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業で製造品出荷額の約3/4を占めるなど特定の業種に偏っている。このため業況に左右されやすい構造となっており、産業の構造の多様化が課題となっている。（図1，図2）

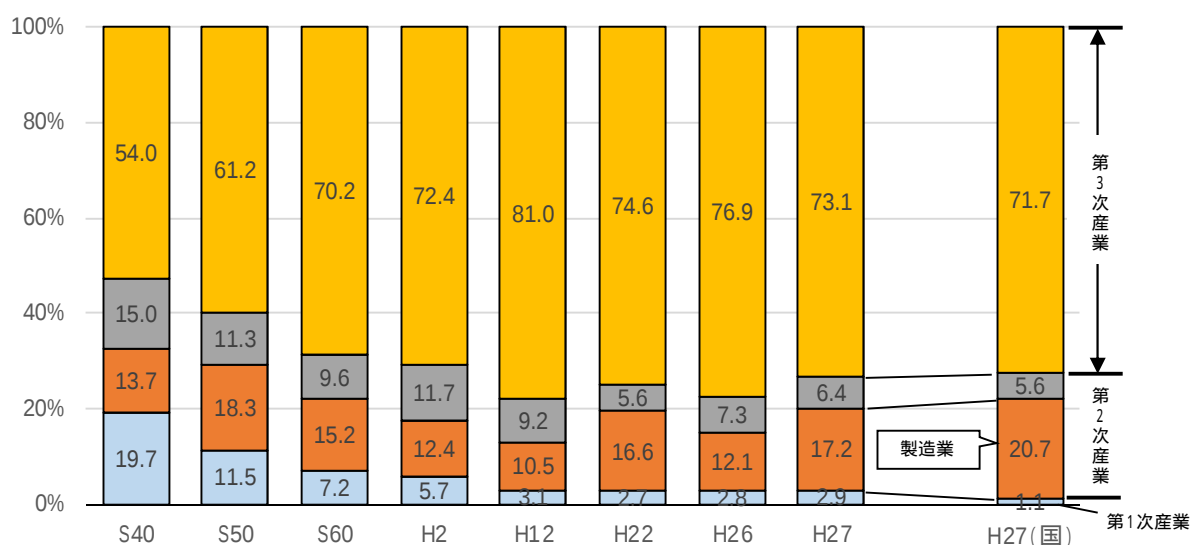
現状としては、輸送用機械器具製造業及びはん用機械器具製造業は、造船・発電プラント等が主であり、産業としての裾野は広いが、中国・韓国等周辺諸国との価格競争等により受注が伸び悩んでおり、厳しい状況におかれている。

また、電子部品・デバイス・電子回路製造業は、近年急速に伸びている分野であり、本県においては日本有数の半導体企業が立地しているが、関連企業が少なく今後振興を図っていく必要がある分野である。

このほか、離島・半島を始めとする豊かな地域資源を素材として、農林水産物の加工等を行う食料品製造業が広く立地しており、本県の特色ある産業の一つとなっているが、小規模な零細企業が多い。

さらに、製造業全体の従業者一人当たりの付加価値額をみると、全国平均の78%となっており、生産性の向上と高付加価値型産業への転換が必要となっている。（図3）

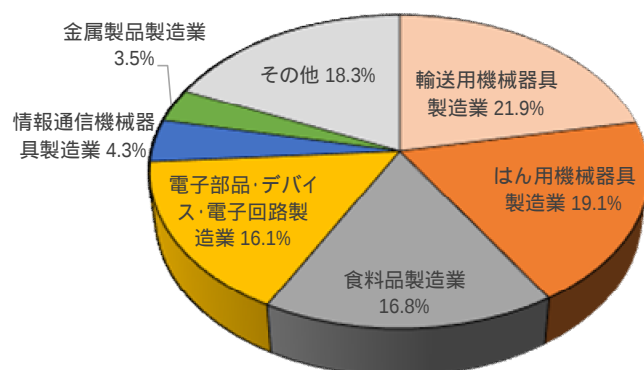
図1 県内総生産の産業別構成比の推移



出典：平成27年度長崎県の県民経済計算

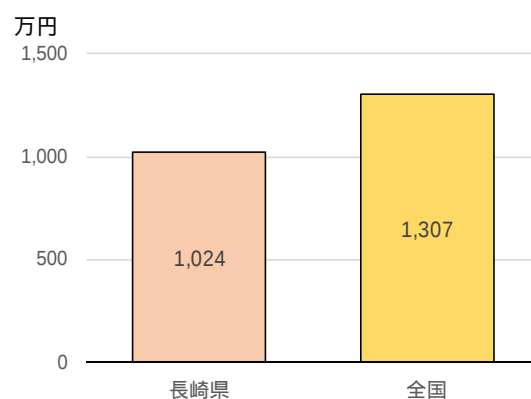
(注) 1次、2次、3次産業のそれぞれに附属子等が含まれるため、各産業のシェアの合計は100%にならない。

図2 製造品出荷額等の構成比



出典：平成28年経済センサス

図3 従業者1人当たり付加価値額



このような中、本県経済は、人口減少等に伴う需要・消費の低迷や高齢化の進行等、全国に先行して試練に直面しており、企業の経営環境は厳しい条件におかれている。このため、本県産業の抱える課題、ポテンシャル等の実態を踏まえ、本県経済の活性化及び持続的な発展を目指していくため、県政運営の方針を定めた「長崎県総合計画チャレンジ2020」の部門別計画として、「ながさき産業振興プラン」(以下、「プラン」という。)を平成28年3月に策定した。

このプランにおいては、本県産業の強化に必要な４つの方向性、「生産性／競争力を高める」、「新たな需要を発掘／創出する」、「働く場を創る／改善する」、「有能な人材を育成／確保する」を基本指針と定め、良質な雇用の場の創出及び県内外の有能な人材の県内定着を促進し、「ひと」と「しごと」の好循環の実現を目指すこととしている。

この４つの方向性をもとに具体的な取組みとして、主に造船を中心とした輸送用機械器具製造業及びはん用機械器具製造業の企業の多くの集積をもとに、これまで蓄積されてきた造船関連技術等をベースにした高度加工組立等の優れた技術を活かした新分野への進出や事業拡大などを支援し、新たな需要の創出を目指している。また、豊かな自然に育まれた豊富な地域資源を素材とする食料品製造業は、本県の特色ある産業の一つとなっており、これらの強みとなる地域特性や地域資源を活用しながら、本県経済を牽引する産業の振興を図っていくこととしている。

また、これらの産業を含むあらゆる産業分野において生産性／競争力を高め、新たな需要を発掘／創出するためには、ＩＣＴやロボットなどの技術を活用することが重要となっており、これらの新たな技術の導入の促進と併せて、関連産業の振興が必要である。

「ナガサキ地域未来投資促進ファンド」は、プランの推進に向けた支援策の一環と位置付けられ、プランの前身計画である「長崎県産業振興ビジョン」（平成２３年度～平成２７年度）及び「長崎県新産業創造構想」（平成１８年度～平成２２年度）を通じ、「ナガサキ型新産業創造ファンド」で実施してきた中小企業者などの経営革新や創業の取組みへの支援を引き継ぐファンドとして創設するものである。

なお、ファンドの運営管理主体は、本県産業の中核的支援機関である公益財団法人長崎県産業振興財団（以下、「財団」という。）とする。

２．支援重点分野

これまでは、「長崎県新産業創造構想」において「ナガサキ型新産業」を目指すものとして掲げた「高度加工組立型産業」、「新エネルギー・環境産業」、「医療・福祉産業」、「情報・電子産業」、「地域資源活用型産業」の５つの分野を支援対象とし、地域の特性を生かして高い付加価値を創出することを目指してきた。今後はこの取組みを発展的に進めるため、地域経済を牽引する事業を促進することにより地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的とする地域未来投資促進法に基づき策定した基本計画に定める「成長ものづくり分野（造船、プラント、航空機等）」、「環境・エネルギー関連分野」及び「第４次産業革命関連分野（半導体、ロボット、組込・ＩｏＴ等）」並びに本県製造業の一定割合を占め、本県の特色ある産業の一つである「食料品製造業分野」を支援重点分野とする。

3．助成対象者

- (1) 長崎県内に所在する中小企業者、創業者
- (2) 中小企業支援法第 7 条第 1 項に基づき指定された産業支援機関(以下、「支援機関」という。)
- (3) 特定非営利活動法人

4．助成対象の選定・支援方法

(1) 助成対象の選定

財団において、助成対象事業を公募し、外部有識者を含めた審査会を開催し、審査を行った上で決定する。

なお、支援を行った事業については、毎年度、その成果を審査会等において検証し、事業遂行に当たっての問題点や課題の洗い出し、解決策等の検討を行い、次年度以降のより効果的な支援に結びつける。

(2) 支援方法

3 の (1) 及び (3) に規定する中小企業者等への支援

中小企業者等が行う以下の取組みに対して助成する。

- ア 研究開発
- イ 事業化調査・市場調査
- ウ 販路開拓
- エ 認証取得

支援機関への支援

支援機関が行う の支援と連携した、商品販売力の育成を図るためのテストマーケティング支援の取組みに対して助成する。

なお、当該事業については、毎年度の事業計画を作成し、知事の承認を得て実施するものとする。

資金助成以外の支援

中小企業等に対しては、財団による以下の支援も行うこととする。

- ・窓口相談による支援
- ・セミナーによる情報発信
- ・取引拡大支援
- ・経営に関する専門家派遣支援
- ・その他、支援機関の支援メニューを活用した支援

(3) その他の推進体制

県及び財団は、県内の公設試験研究機関や商工 3 団体などの支援機関と連携し、中小企業者等の経営の革新や創業への取組みに対して、県内一丸となった支援を行う。

また、各産業分野においては、「長崎県航空機産業クラスター協議会」や「長崎県次世代情報産業クラスター協議会」が、県外需要の獲得や県内企業の新規参入などに向けた活動を開始しており、これらの取組みとも連携した支援を実施する。

5 . 事後的に評価可能な事業成果に係る目標

(1) 中小企業者等に対する助成

短期目標

ア 技術応用開発・事業化調査事業に係る目標

試作品の製作や関連特許の取得等、申請者が申請書等で定める目標を達成した割合が 6 0 % 以上となること

イ 商品化研究・開発支援事業に係る目標

助成を受けてから 3 年以内に、助成対象事業について事業化した件数の割合が 6 0 % 以上となること

事業化とは、助成対象事業について売上が計上されることをいう。

ウ 見本市出展支援事業に係る目標

助成を受けて出展した製品の商談成約件数の割合が 6 0 % 以上となること

エ 認証取得支援事業に係る目標

助成を受けて認証を取得した後に新たな取引先の確保ができた事業者の割合が 6 0 % 以上となること

長期目標

助成対象事業者の助成対象事業に係る売上高において、助成を受けた年度の売上高とファンド事業最終年度の売上高とを比較した増加率が 1 0 % 以上となること

(2) 支援機関に対する助成

事業年度毎に支援完了事業者に対して実施するアンケート調査において、肯定的評価の割合が 8 0 % 以上となること

6 . 県における独自の施策的手当て

ファンド事業による支援に加えて、事業メニューの一部を県による単独補助事業によ

り行うものとする。

7．地域の金融機関・中小企業支援機関等との緊密な連携体制の構築

助成対象を選定する審査会への地域の金融機関・支援機関等から審査員として参加してもらうほか、案件発掘や事業計画のブラッシュアップなどでは各専門的な立場からの協力を仰ぐなど、緊密な連携を図るものとする。

8．事業計画・管理体制・制度運営の構築

運営管理者である財団において、技術相談・事業化推進のセクションに専任のスタッフを配置し、研究開発支援のための技術コーディネーター等と連携して、他の研究開発支援事業の活用も踏まえながら、相談から事業計画の策定支援、事業実施にあたっての進捗管理やフォローアップなど段階に応じた支援体制を構築している。